

『商君書』の歴史的位罫

柴 田 昇

【要約】 本稿では、『商君書』の思想構造の分析、及びその思想史的位罫付けの作業を通して、戦国時代における思想状況の特質の一端が考察される。『商君書』において構想されている「国」は、恒常的戦闘という現実認識を基盤として成立する、軍事的編成の「国」であった。またそれは、『孫子』『尉繚子』に代表される戦国期に勃興した兵学の一系統に見られる軍団構想が、「国」レベルに移行することにより成立したものであった。そして、兵学的教養とそれに基づけられた軍事的な秩序意識は、士階層を中心に、戦国時代の社会に幅広く共有されていたのである。

史林 七九卷一号 一九九六年一月

一 問題の所在

『商君書』は、漢書藝文志法家類には「商君二十九篇」とあり、戦国秦の孝公の時に変法の主唱者となり秦国富強化の足掛かりを築いた人物である商鞅の著作とされている。しかし、書中の諸篇に商鞅死後の史実が見えており、そのためその史料的价值を疑問とする立場が古くからある。近年では、『商君書』が大部分戦国末期に成立した古書であることは定説化していると見てよいが、それが商鞅変法の実態や商鞅自身の思想、あるいは戦国秦の制度を、どこまで直接的に反映したものであるかは、今だに議論のある所である。

戦国～漢初の史料を見ると、『商君書』の存在感は決して小さなものではない。『韓非子』五蠹篇に「商・管の法を蔽する者は家ごと之あり」とあるのを初めとして、『淮南子』要略では当時の代表的学術の一つとして商君の学が挙げら

れており、『漢書』武帝紀でも国政を乱すもの一つとして「商の言」が見え、これらの記事から商君の学がこの時期に持った強い影響力が窺われる。

しかし、商君の学をつぐものたち、所謂商君学派について、墨家集団のような強固な集団性や、儒家のような明確な学派としての系統性を史料に見出すことは難しい。その学派集団としての在り方はごく近年まで注目されることがなく、比較的マイナーな学派としてのみ思想史上に位置付けられてきた。

このようなふたつの現象、即ち、学派集団としての存在感の希薄さと、書物あるいはそれに基づく言説の幅広い流布とは、どのような社会的・思想的状況を背景として理解されるべきであるのか。そして『商君書』は、その中でどのような位置と意味をもって存在しているのであろうか。

この問題を解くためには、『商君書』の存立する背景となる、戦国期に固有の「学」の在り方に注目する必要があるであらう。春秋戦国期に、君主に「仕える」ことをその本質とする「士」が広汎に出現することは既に指摘されている。そして彼らこそ、ここで見てゆく「学」の具体的担い手となる階層であった。彼らは、様々な言説を駆使して戦国諸国の政治に参画してゆくのであるが、その大多数は、文献上に名を残す諸子の如き個性的で純化された思想体系を有した訳ではなく、より通俗的・常識的な秩序意識の枠内でその言説と行動を選択していったと考えられる。本稿では、『商君書』の思想構造の分析を通じて、それら戦国の士の意識と行動を基礎付ける、彼らに共有された「学」＝教養の在り方の一面を明らかにし、その上で、戦国社会における『商君書』の歴史的な位置付けを試みたい。それは従来諸学派集団の対立という側面のみからとらえられがちであった戦国期の思想状況を、それらに通底する思考の在り方のレベルでとらえ直す試みでもある。

なおここでは、『商君書』の思想構造をその「国」に対する視点を中心として検討することにした。この「国」とは、実質的により上位の権力を有しない、戦国時代人の秩序意識の基本的枠組である。そして、「国」のあるべき姿を提示するこ

とは、『商君書』を貫く関心であると同時に、戦国の士の共有する最も普遍的な課題であったと思われるのである。^⑤

① 太公の諫、儒者の学、(墨家の) 閑服、管子の書、晏子の諫、縦横

長短、(申子の) 刑名の書、商鞅の法の八者が挙げられている。ここ

で後世の一般的書誌分類の如く儒家と法家が対立しているのではなく、

儒者の学と商君・管子・刑名等が対等に描かれていることは、戦国漢

初期の学術の実態を考える上で興味深く、商君の学の盛行を窺わせる。

② 建元元年冬正月、詔丞相、御史、列侯、中二千石、二千石、諸侯相

举賢良方正直言極諫之士。丞相繆奏、所举賢良、或治申、商、韓非、

蘇秦、張儀之言、乱国政。請皆罷。奏可。

③ 木村英一『法家思想の研究』(弘文堂、一九四四)では、「先秦末に

二 『商君書』の成立について

本論に入る前に、『商君書』の史料性格、特に成立時期と成立地域という二つの問題について、若干の検討を加えておきたい。

まず成立時期について。『商君書』の全てが商鞅の自著でないことは明らかである。各篇では、更法・定分の首末二篇の後出性が指摘され、また近年では篇ごとの分析・編年の試みもなされているが、戦国末期にほとんどの篇が成立していたと見ることでは諸説ほぼ一致している。筆者もこの点異論は無い。具体的には、守屋美都雄氏が説くように、「韓非子五蠹篇の書かれるころまでには、商君書はすでにかなり纏った形をそなえており、その後の補筆を加える余地は少なくなっていたのではないか」と見るのが妥当であろう。

次に成立地域について。羅根沢氏は秦人あるいは客卿の秦のために謀る者の作とし、守屋氏は、三晋人の作とするのは「余りにも穿ちすぎた考」とし秦人作成説に左袒する。^⑤ また近年詳細な成立年代推定を行なった鄭良樹氏、さらに鄭氏説

三晋地方を中心として起った所の、商君の法治主義を理論づけて之を奉じる学者群があつて、そこに次第に法家的思想を構成したらしい」が、その思想は「云うに足る程の発展を示してゐない様である」というのみである。

④ 小倉芳彦「諸子百家論」(『岩波講座世界歴史4』一九七〇所収)。

⑤ 戦国期の「国」に関する筆者の基本的な理解については、拙稿「戦

国史研究の視角——諸子百家と戦国時代の「国」をめぐって——」

(『名古屋大学東洋史研究報告』一八、一九九四)を参照された。

に対する批判をも含む独自の編年を行なった好並隆司氏も、戦国秦での作成を前提として立論している。^⑥鄭・好並両氏の場合、『商君書』内部での思想的展開を分析の中心に置き、それが秦の商君学派の手によって戦国秦の政治過程と極めて密着して作られたと考える所に特色がある。それらにおいては「『商君書』は鞅自身の思想原理を前提とし、秦国の社会変化に応じて次第に変容する思想を明瞭に反映している」とされるのである。^⑦

しかしながら筆者は、『商君書』と秦の関係を強調し過ぎることについては若干疑問を持つ。『商君書』には具体的な状況に対する献策と考える篇もあるが、ほとんどは国の統治についての原理論が述べられているのであり、鄭・好並両氏のように、その全てを固有の状況に当てはめることには無理を感じざるを得ない。また鄭氏の如く、商君学派が秦の政治に強く影響し統一秦において思想界の「覇主」となったとまで評価することにも、躊躇を覚える。そのように見るには、史料上秦における商君学派の存在感はあまりにも希薄である。秦の社会変化と『商君書』の内容をダイレクトに対応させ過ぎることに關しては、なお慎重でなければならぬであろう。

これに対し改めて注目すべきは、近年顧みられることの無かった『商君書』と三晋地域の関係を重視する諸見解である。容肇祖氏は、三晋の人が秦の強大さに驚き、それに倣って政論を作り商君に仮託したものとする。^⑧また木村英一氏は「商君学派と云ふ如き在野学者の発生は、秦に於いてよりも、寧ろ、一面秦の直接の脅威による政治思想的影響をうけながら、一面文化も古く、諸学の交流も劇しい三晋地方にこそ発生の可能性が一層多い」としており、容氏の見解と概ね一致している。^⑨これに関連して、『商君書』の統治観が衛地域の「風俗的精神」「獨特の雰囲気」に基礎付けられたものとする緒形暢夫氏の思想的研究や、『史記』等に見える学者等の分布から、秦は全体的に見て学者が少なく著名な著作が現われにくかったとする嚴耕望氏の地域的研究も参考となろう。^⑩『史記』張儀列伝には「三晋は権變の士多くして、夫れ縦横強秦を言うは大抵皆三晋の人なり」とあるが、これによれば、三晋地域の著作物が秦への献策に擬した論述形態を持つ可能性も十分にあり得ることになる。『韓非子』五蠹篇に見える、「商君の法」が「家ごとに蔵」された状況も、三晋地域を

描写したものであると考えられる。^⑧ 以上より筆者は、未だ決定的な論拠は見出せないにせよ、『商君書』は秦においてもよりも三晋地域において編纂された普及した可能性がより高いと考える。

従来の見解においては『商君書』を、商君という人物或いは変法の思想、または戦国秦の政治・制度史を理解するための素材として見るが多かった。しかし『商君書』は、全篇商君の自著とは考え難く、また必ずしも秦との間のみにその関係を限定すべきものではない。但しこのことは、『商君書』各篇と戦国秦の無関係を意味する訳ではなく、その編纂過程において、秦人の言説や商君の秦における言行記録等が選択・採用されたことは大いに考えられる。従って、従来論じられてきたような境内篇が秦法の残文である可能性や徠民篇が秦君への献策書である可能性等を一概には否定するものではない。また思想史の通説では、法家思想史の流れの中で過渡的な思想形態としてとらえる場合が多く、商君の思想は申不害・慎到のそれとともに韓非によって総合化されたと言われてきた。^⑨ しかし韓非の登場以後も「商の言」は影響力を失う訳ではない。哲学史的系譜論は必ずしも影響力の大きさに対応しないのである。

以上のような先行研究の視点に対し、筆者が注目したいのは、『商君書』の持つ献策書としての性格である。『商君書』は、先秦諸文献の通例に漏れず編纂物的性格が強いが、しかしそのことは同書が思惟的一貫性を持たないことを意味する訳ではない。文献的特徴から見れば『商君書』は、全二十四篇中七篇が上奏形式を採り、君主への献策を強く意識した記述形態を持つ。このことは著作者やこの書を奉じる人々の指向の在り方を示唆するものである。それは君主への献策を必要とする者によって読まれ、また作成されたと思われるのである。ここで想起するのは先にも見た、戦国期に勃興する「士」階層、特に戦国諸子を含めた所謂「客」の広汎な存在である。彼らこそ、「国」という枠組みに規定されつつも、そのより理想的な在り方を構想し、献策し得た人々であった。そのような群小の「士」「客」達こそが『商君書』の有する政治的影響力の担い手だったのでなからうか。そして『商君書』は、閉鎖的学派集団の経典としてではなく、より広い一般性をもつ政治の書としてとらえられるべきなのではなからうか。^⑩

このように考える時、商鞅という傑出した人物や変法という画期的政策からだけでは見えにくい、戦国社会を背後から規定する思考の枠組みを読み取る素材として『商君書』を位置付け得るように思う。節を改めて、まず『商君書』の内の世界の構造を明らかにしてゆくことから始めよう。¹⁵⁾

- ① 容肇祖「商君書考証」(『燕京学報』第二十一期、一九三七)、好並隆司「商君書研究」(溪水社、一九九二)第二部十五「更法・定分兩篇釈読」。
- ② 鄭良樹「商鞅及其学派」(上海古籍出版社、一九八九)、好並隆司前註著書。
- ③ 守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」(『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八、一九五七初出)。
- ④ 羅根沢「商君書探源」(『諸子考索』人民出版社、一九五八、一九三五初出)。
- ⑤ 守屋美都雄前掲論考。
- ⑥ 鄭良樹前掲著書、好並隆司前掲著書。その他に、古賀登「秦商鞅の軍制・軍功褒賞制と身分制」(『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』雄山閣、一九八〇所収)もほぼ同様に、秦との関係を重視する。
- ⑦ 好並隆司前註著書三七八頁。
- ⑧ 容肇祖前掲論考。
- ⑨ 木村英一前掲著書六二〜六三頁。
- ⑩ 緒形鳴夫「商君書における統治観」(『春秋時代各地における思想的傾向』汲古書院、一九八七所収)。
- ⑪ 嚴耕望「戰國學術地理与人才分布」(『嚴耕望史學論文選集』聯經、一九九一所収、一九七六初出)。
- ⑫ 木村英一「韓非子考証」(木村前掲著書所収)によれば、五蠹篇は韓非の自著と推定される篇であり、韓をその場と考えるのが妥当であ

る。
⑬ 木村英一前掲書、田上泰昭「韓非」(日原利国編『中国思想史』(上) ぺりかん社、一九八七所収)等。

⑭ 『商君書』の書物としての權威を保障しているのは、戦国期の代表的政治家たる商君の事跡であろう。商君とは、君主の絶対的信賴下に画期的改革を行い、遂には『戦国策』秦策一に、「衛鞅亡魏入秦、孝公以為相、封之於商、号曰商君。商君治秦……孝公行之八年、疾且不超、欲伝商君、辞不受。」とされているように禪讓説話の対象にまでなる人物であり戦国期の献策者から見れば理想的君臣関係を獲得した人物である。『商君書』が普及する背景にはこのような商君説話があったと筆者は考える。

戦国時代の「客」については、渡辺卓「戦国時代における「客」の生懸」(『古代中国思想の研究』創文社、一九七三所収、一九四九初出)、相原俊二「先秦時代の「客」について——食客・上客・賓客について——」(『中国古代史研究』吉川弘文館、一九六〇所収)。

⑮ 『商君書』について論じたものは、部分的にふれたものを含めると相当の数になる。そのうち、主なもののみ挙げておこう。田中耕太郎「法家の法実証主義」(福村書店、一九四七)、大塚伴鹿「法家思想の源流」(三信図書、一九八〇)、小野沢精一「法家思想」(『講座東洋思想』4 東京大学出版会、一九六七)、重沢俊郎「中国古代の法治学説」(『法制史研究』一九、一九六九)、陳啓天「商鞅評伝」(商務印書館、一九三四)、中田薫「守那律令法系の発達について・補考」(『法

制史論集』第四卷、岩波書店、一九六四所収)。商鞅変法については太田幸男「商鞅変法の再検討」(『歴史学研究』一九七五別冊大会特集)、「商鞅変法の再検討・補正」(『歴史学研究』四八三、一九八〇)がある。この他に『商君書』の「国」に関する意識を論じたものとして、茂沢方尚「商子・荀子・韓非子の「國家」——回帰と適応——」(『韓非子の思想的的研究』近代文藝社、一九九三、一九七六初出)があるが、三思想の比較が主眼であり、『商君書』の「国」についてはより検討する余地がある。

三 『商君書』の「国」について

(一) 「国」の基本的性格

『商君書』の背景は、羅根沢氏も言うように、戦国期の不断の戦闘状況である。そのような状況下で戦国諸国は、自国の消滅という事態に直面しており、その存続・拡大を計ることが戦国諸侯に共通の課題であった。戦国諸子の多くにとっても、その思想の意味と有効性を確立する上で、世界の現実を説明しあるべき理想像を提出することは共通性を持った課題となっていた。以上のような具体的状況に基づく課題の戦国期における普遍的存在が、『商君書』成立の前提である。それでは『商君書』において「国」はどのように認識されているのであろうか。

百人農し、一人居る者は王たり。十人農し、一人居る者は強たり。半ば農し、半ば居る者は危うし。……凡そ国を治むる者は、民の散して擲らにすべからざるを患うるなり。是を以て聖人壹を作して之を擲らにするなり。国壹を作すこと一歳なる者は十歳強く、壹を作すこと十歳なる者は百歳強く、壹を作すこと百歳なる者は千歳強く、千歳強き者は王たり。(農戦第三)

王者は九を刑し一を賞す。強国は七を刑し三を賞す。弱国は五を刑し五を賞す。国壹を作すこと一歳なれば十歳強く、壹を作すこと十歳なれば百歳強く、壹を作すこと百歳なれば千歳強し。千歳強き者は王たり。(去強第四)

なお『商君書』のテキストは、蔣礼鴻『商君書集解』(中華書局、一九八六)を底本とし、朱師敏『商君書集解』(鼎文書局、一九七九)、山東大学『商子訳注』編者組『商子訳注』(齊魯書社、一九八二)、高亨『商君書注』(中華書局、一九七四)、清水潔『商子』(明德出版社、一九七〇)、好並隆司前掲著書第二部所収の『商君書各篇積読』等で補った。

以下篇名のみ挙げるのは『商君書』である。

以上によれば、国には「弱—強—王」の三段階がある。国の目的は「強」から「王」となることであるが、そのための方法は「壹を作す」という言葉で表現されている。「壹を作す」ことにより「強」が実現され、「強」という状態の長期的継続の上に「王」たるものが達成されるのである。「壹」という言葉は、本書中に肯定的概念として頻出する。その意味する所を次に見よう。

凡そ人主の民を勧むる所以の者は、官爵なり。国の興る所以の者は、農戦なり。今民官爵を求むるに皆農戦を以てせずして巧言虚道を以てす。此れ民を勞すと謂う。民を勞す者は、其の国必ず力無し。力無ければ則ち其の国必ず削らる。善く国を為むる者は、其の民を教うるや、皆壹を作して官爵を得る。是の故に農に疾め戦に力むるに非ざれば官せず爵無し。④ 国言を去れば則ち民樸たり。民樸たれば則ち淫せず。民上の利の壹孔從り出るを見るや、則ち壹を作す。壹を作せば、則ち民儉營せず。民儉營せざれば則ち多力なり。多力なれば則ち国強し。⑤

(農戦第三)

利一空より出る者は、其の国敵無し。利二空より出る者は、其の国利を半ばにす。利十空より出る者は、其の国守られず。⑥

(斬令第十三)

これによれば、「壹を作す」とは、民が「農戦」に集中することを意味する。そのような状態を創るために、「善為国者」は「官爵」という「利」が農戦という「壹孔（一空）」より得られるものであることを明らかにする必要がある。ここで、為政者と民との関係を見るならば、

弁慧、乱の賛なり。礼楽、淫佚の徴なり。慈仁、過の母なり。任拳、姦の鼠なり。……八者群する有れば、民其の政に勝ち、国八者無ければ、政其の民に勝つ。民其の政に勝てば、国弱し。政其の民に勝てば、兵強し。故に国八者有れば、上以て守戦せしむる無く、必ず削られて亡ぶに至る。⑦ 国八者無ければ、上以て守戦せしむる有り、必ず興りて王に至る。⑧

(説民第五)

とあるように、それは国(上)―民(下)の間の対抗関係として設定されており、『商君書』の関心は「国」がいかにして「民」

に勝つかに集中されている。その場合「農戦」は、

民の外事は戦より難きは莫く、故に軽法は以て之を使う可からず。……民の内事は農より苦しきは莫く、故に軽治は以て之を使う可からず。……故に國を為むる者は、辺利は尽く兵に歸し、市利は尽く農に歸す。辺利兵に歸する者は強く、市利農に歸する者は富む。故に出て戦いて強く、入りて休みて富む者は王なり。^④
(外内第二十二)

という部分に見えるように、民を弱めるものであると同時に、國を富強にするものである。國が民に勝つためには、民が農戦に集中されねばならない。そのような理想的状态が「壹を作す」といわれるものである。そのため為政者は、「利」が農戦に集中することにより民がそれに集中する、そのようなシステムを作る必要がある。為政者の側からここまでの議論をとらえかえすならば、理想的為政者の態度を示す次のような記述がある。

聖人の國を為むるや、賞を壹にし、刑を壹にし、教を壹にす。賞を壹にすれば則ち兵敵無く、刑を壹にすれば則ち令行われ、教を壹にすれば則ち下上に聴く。夫れ賞を明かにすれば費さず、刑を明かにすれば戮せず、教を明かにすれば変せず。而して民は民の務を知り、國異俗無し。明かに之を賞すれば猶お賞無きに至るなり。明かに之を刑すれば猶お刑無きに至るなり。明かに之を教すれば猶お教無きに至るなり。……人を殺すも暴と為さず、人を賞するも仁と為さざるは、國法明かなればなり。……聖人の國を治むるや、壹を審らかにするのみ。^⑤
(賞刑第十七)

これによれば、為政者の務めは「壹」を明らかにすることに尽きる。ここでの記述に引き付けて言えば、それは「賞・刑・教」とそれらを支える規範たる「法」を農戦を中心として設定することといえよう。

以上を整理すれば、『商君書』に見えるあるべき國の基本構造は、「壹」を審らかにする為政者と、「壹を作」した民が、「壹孔」によって結び付いているものであった。そしてそのような状況が「國壹を作す」という状態なのであって、ここでは「國」は「壹」という概念で統合理解されているといえる。

(二) 秩序の形成——法による価値意識の共有——

しかし、『商君書』を取り囲む現実世界においては、そのような姿の国は未だ実現されてはいない。次に、そのような「国」が形成される過程とその論理を追ってみよう。先にもふれたが、為政者が民を「壹を作す」状態にするために表す具体的規範が「法」である。為政者と民を結び付けるものが「利」であり、法とは利の所在を明らかにすることにより民の進むべき方向を明示するものといえよう。以下、法の機能について見よう。

善を章かにすれば則ち過匿れ、姦を任ずれば則ち罪誅さる。過匿るれば則ち民法に勝ち、罪誅さるれば則ち法民に勝つ。民法に勝てば、国乱れ、法民に勝てば、兵強し。故に曰く、良民を以て治むれば、必ず乱れて削らるに至る。姦民を以て治むれば、必ず治まりて強に至ると。^①

(説民第五)

前述の「国」と「民」の対抗関係が、ここでは「法」と「民」の関係としてとらえ直されている。為政者の心得として、民を「姦」とみなして法を建てるのが肝要であることが示され、それが「強」への方策とされる。「法」が民に勝ち国が「強」に至る過程は、錯法篇においてより具体的に示される。

臣聞く、古の明君、法を錯きて民に邪無く、事を挙げて材自ずから練り、賞行われて兵強しと。此の三者治の本なり。夫れ法を錯きて民に邪無しとは、法明かにして民之を利とするなり。事を挙げて材自ずから練るとは、功分明かなるなり。功分明かなれば則ち民力を尽くし、民力を尽くせば材自ずから練る。賞を行いて兵強しとは、爵禄の謂なり。爵禄は兵の実なり。……是を以て明君の其の臣を使うや、用は必ず其の勞より出で、賞は必ず其の功に加う。功賞明かなれば、民功を競う。国を為めて能く其の民をして力を尽くし以て功を競わしむれば、則ち兵必ず強し。^②

(錯法第九)

法を施行すれば、民はそれに従うことを利とし、邪な行いのものがいなくなる。国が事業を起こす際も、功績の基準が明らかなので、民はそれに向って力を尽くし、自然と材能が錬成されることになる。そして戦時に至っても、賞即ち爵禄の出所が明らかとなっているので、兵士たる民は功勞を競って力を尽くし、強兵が達成される。「民」の性格に注目すれ

ば、「法」の施行によって「無邪」となった民は、その「材」を「自ずから練り」強い「兵」となることが要求されているといえる。この文章ではこの「三者」の段階的性格はあまり明確ではないが、兵の観点からこの問題をとらえ直したのが次の史料である。

凡そ戦法、必ず政に本つき、勝てば則ち其の民争わず。争わざれば則ち私意を以てするもの無く、上を以て意と為す。故に王者の政、民をして邑閭に怯にして寇戦に勇たらしむ。^⑧

（戦法第十）

凡そ用兵、勝つに三等有り。若し未だ起たざれば則ち法を錯ぎ、法を錯ぎて俗成り、而して用具わる。此の三者境内に行われ、而る後に兵出す可きなり。^⑨

（立本第十一）

戦法篇では、戦闘が内政の延長線上にあるという原則が示され、「政」が民に勝つことにより生まれる、私闘を避けて公の戦闘に力を尽くす民の姿が描かれる。立本篇では、そのような民の形成過程が示される。それは「錯法」即ち法の施行、「俗成」即ち法の定着、「用具」即ち戦士として用い得る民の誕生という三つの段階から成り、内政がこれを満たして然る後に出兵する必要が説かれている。

法令の定着による「民」の教化、即ち「俗成」の必要は、『商君書』全書中に様々な形で主張されるが、それでは本書中では「民」はどのようなにあるべきととらえられているのか。

國を治る者は民の壹なるを貴ぶ。民壹なれば則ち樸、樸なれば則ち農たり。農たれば則ち勤め易く、勤めれば則ち富む。^⑩

（壹言第八）

私利外に塞がれば、則ち民農に属す。農に属せば、則ち樸なり。樸なれば則ち令を畏る。……夫れ民の情、樸なれば則ち勞を生じて力め易く、窮すれば則ち知を生じて利を権る。力め易ければ則ち死を軽んじて用を樂しみ、利を権れば則ち罰を畏れて苦を易くす。苦を易くすれば則ち地力尽くされ、用を樂しめば則ち兵力尽くさる。夫れ國を治むる者の能く地力を尽くして民の死を致す者は、名と利こそいも至る。^⑪

（算地第六）

聖人治國の要を知り、故に民をして心を農に帰せしむ。心を農に帰せば則ち民樸にして正しくす可きなり。……農を避くれば則ち民其の居を軽んず。其の居を軽んずれば則ち必ず上の為に守戦せざるなり。^⑦

(農戰第三)

壹言篇では樸ならば農とされ、算地・農戰篇では農ならば樸とされるが、要するに法令に従い勞役に力を尽くす民の氣風が「樸」と表現されているのである。為政者は民を「樸」にする必要があり、「樸」であれば「農」に集中させることができ、「農」であれば「戰」に用いることができる。農と樸の關係は入れ替わることもあるが、総じて樸⇄農⇄戰という推論が『商君書』の秩序形成論の核心に在ると言えよう。このように考えると先の「俗成」の意味も自ずと明らかになってくる。それは、民がその性質を「樸」とし農業に集中することを意味する。民が戰士としての實質を備えるためには、農業への集中が必要条件となっているのであり、ここでは平時と戦時は密接に結び付いている。

そのような「民」によって構成される社会の秩序とは、どのようなものであろうか。

國の治、家に断ずるものは王たり、官に断ずるものは強く、君に断ずるものは弱し。……國を治むる者は下の断を貴び、故に十里を以て断ずるものは弱く、五里を以て断ずる者は強し。家断ずれば則ち餘有り、故に曰く、日に治むる者は王と。官断ずれば則ち足らず、故に曰く、夜に治むる者は強しと。君断ずれば則ち乱る、故に曰く、治を宿むる者は削らる。故に有道の國、治は君に聴かず、民は官に従わず。^⑧

(説民第五)

凡そ戰は民の惡む所なり。能く民をして戰を樂しましむる者は王たり。強國の民、父は其の子を遺れ、兄は其の弟を遺れ、妻は其の夫を遺れ、皆曰く、得ざれば返ること無しと。又曰く、法を失い令を離るれば若死し我も死せんと。郷ごとに之を治め行間逃るる所無く、遷徙して入る処無し。行間の治、連ぬるに五を以てし、之を弁するに章を以てし、之を束ぬるに令を以てし、拙なれば処る所無く、罷るれば生くる所無し。是を以て三軍の士令に従って流るる如く、死して踵を旋さず。^⑨

(圖策第十八)

法令の定着によって為政者と民が規範を共有した結果、物事の裁断は一々君主や官府に持ち込まれることなく民のレベルで決され、その結論は「上」によるものと一致しなければならぬ。いわば上下は価値観を共有しているのである。

『商君書』の「法」は一般に、民を抑圧し農戦に駆り立てるための技術とされてお^④り、確かにそのような性格を有しているが、それが十分に行き渡り民の俗に定着した理想的段階においては、民は自ずから「戦」を楽しむことになる。「法」は「民」の意識自体を変える機能を持つものなのである。

ここまで冗長を省みず述べてきたことを整理しておこう。

『商君書』の「国」は、「作壹」して「強」となりその長期的継続によって「王」となることを目的としていた。そのため、為政者の「法」によって「利」の所在を明らかにし「民」の価値観を統一する必要があった。そのような法の公布による秩序形成は、その初期においては為政者と民の対立関係の中で行われるが、最終的には「国」全体が一つの価値意識を共有することを目的とする。そこでは民が農戦に集中することは民が兵士としての実質を備えることと直結しており、その結果成立する「壹」という概念で統合理解された国は、「農戦」に上下の意識と行動が集約された上下「壹」体の「国」であった。

(三) 「国」の構造——「三官」の性格——

さて以上のように、『商君書』の世界においては「国」全体の有する価値意識は農戦に集中されているのであるが、これとは一見したところ異質な「国」の在り方に関する意識が見出される部分^⑤が、本書中には存在する。

農、商、官三者は、国の常官なり。^⑥
(去強第四)

蝨官生ずれば必ず削らる。農少なく商多く、貴人貧しく商貧しく農貧しく、三官貧しければ必ず削らる。^⑦
(去強第四)

農、商、官三者は、国の常官なり。^⑧農は地を闢き、商は物を致し、官は民を法す。三官は蝨六を生ず。曰く歳、曰く食、曰く美、曰く好、曰く志、曰く行。……六蝨俗を成せば、兵必ず大敗す。^⑨
(弱民第二十)

好並氏は、変法期には商業活動自体が禁じられたが商君の死と共に農業・戦闘を回避する形勢が生じ、さらに時期が降

ると商人が常置官として認められるようになるとし、全篇を商業の肯定と否定に分け、各篇の編年の一基準としている。^⑤即ち氏によれば、農・戦への集中と三官の存在は矛盾する要素ととらえられているのである。しかし筆者は必ずしもそのようにはとらえられないと考える。たとえば外内篇は、「末事禁ぜざれば則ち技巧の利をなす」とあることにより好並氏が商業否定に分類した篇であるが、篇末に「故に善く国を治むる者は、刃利は尽く兵に歸し、市利は尽く農に歸す。刃利尽く兵に歸す者は強く、市利尽く農に歸す者は富む」とあるように、市そのものの存在が否定されているわけではない。商工業民の存在自体は議論の前提なのである。^⑥もちろん国の「利」は農・戦に集中されねばならず、その意味で国全体を見た時「農」の比重は圧倒的であり、スローガンとしての農戦至上主義が述べられる際には「末」は徹底的に排撃されねばならない。しかし国の構成として見た場合、末事そのものが根絶されることは考え難く、それ自体は必須の構成要素となるのである。

それでは『商君書』の、「国」が「三官」によって構成されているという認識は、「壹」という概念で統合理解されその価値意識が「農戦」に集中された「国」の構想とどのように関わるのであろうか。

戦国期の思想家達は、「国」を士・農・工・商の四民によって構成されるものと考えるのが一般的であった。それは西周期以来の伝統的分業観念であり、齊語に見える参国伍鄙の制に典型的に現れているように、社会の身分的編成を示す実態概念でもあった。^⑦『商君書』においても、「商賈の民」「技芸の民」が「農戦の民」に對するものとしてしばしば挙げられており、これらは商・工に当るものと見てよく、社会的実態としての四民分業はここでも前提となっている。しかし「国」の構成全体を理念として語る時、『商君書』はそれを戦い且つ耕す者としての農、物資を調達する者としての商、それらを法によって統治する者としての官の三者によるものと設定する。弱民篇に、

利一孔より出れば則ち国物多く、十孔より出れば則ち国物少し。一を守れば則ち治まり、十を守れば則ち乱る。治まれば則ち強、乱るれば則ち弱。強ければ則ち物来り、弱ければ則ち物去る。故に国物を致す者は強く、物を去る者は弱し。^⑧

とあるように、「強」の達成は「物」の増大に関わっているのであって、圧倒的多数の農が地を拓き物資を生産するのに対し、商は国の内外から国のために物資を調達することをその役割とする。ここでは、伝統的分業観念は既に発展的に解消されており、民は「強」という国の目的に沿った形で二つに類型化され、機能的に理解されているといえよう。

このような「国」についての意識は、兵守篇に見える以下の記述において、より先鋭的に表現される。

三軍、壯男を一軍と為し、壯女を一軍と為し、男女の老弱者を一軍と為す。此れを之れ三軍と謂うなり。壯男の軍は、食を盛り兵を厲ぎ、陳して敵を待たしむ。壯女の軍は、食を盛り壘を負い、陳して令を待たしむ。……老弱の軍は、牛・馬・羊・兔を牧し、草水の食う可きは取めて之を食とし、以て其の壯男女の食を獲さしむ。^②

ここでは、守戦という特定の状況下であるが、三軍に対して特異な定義がなされ、社会の全構成員による軍が成り立つことが示される。またここで、食料調達の役割が一軍に与えられていることも指摘しなくてはならない。社会の全構成員によって構成される軍は、戦闘員たる壯男・女軍、物資調達員たる老弱軍、そしてその上にあつて三軍を編成・統括する者によって成り立っていると考えられるのであり、その構成要素は、国全体を見た場合の三官と基本的に一致しているであつた。

守戦とは、この場合城郭都市を単位とする防衛戦を指すと考えられるが、都市の全力を集中すべき非常事態であると同時に、本章冒頭でふれたような不断の戦闘という現実認識からすれば、ある程度の恒常性を持つ切実な課題であつて、ここでは都市の全住民は都市防衛の目的のもとに軍事的に編成されねばならなかつた。翻つて『商君書』の「国」を見れば、それは民の樸々農戦という過程に基づいて「壹」となり「強」から「王」に至るといふ国家的目的を実現しようとするものであり、平時の国づくりが戦時に直結し、且つ国の拡大のための不断の戦闘が前提とされる国であつた。いわばその国は、恒常的な戦闘への対応を最優先的機能とする、軍事的編成の国でなくてはならなかつた。国と軍は理念的にも構造的にも、統一的に把握されるものだったのである。

(四) 君臣関係の特質

本章の最後に、『商君書』の君主論について一瞥しておこう。修権篇に、

國の治まる所以は三、一に曰く法、二に曰く信、三に曰く權。法は君臣の共に操る所なり。信は君臣の共に立つる所なり。權は君の独り制する所なり。^④

とあるように、『商君書』中には君主権の優越性に関する意識を見出せる。しかしそこに見える君主は、所謂法術思想に見られるような臣下統御術を行うものではない。『韓非子』難三篇では、群臣統御のための術と百姓支配のための法が區別して論じられているが、『商君書』ではそのような區別はなされていない。^④

凡そ人臣の君に事るや、多く主の好む所を以て君に事う。君法を好めば則ち臣は法を以て君に事え、君言を好めば則ち臣は言を以て君に事う。君法を好めば則ち端直の士前に在り。君言を好めば則ち毀譽の臣側に在り。^④

(修権第十四)

君主は、『韓非子』が言う術のようにはその望む所を胸中に秘すべきではない。臣下とは君主の好む所に集まるものであり、君主がその価値意識を法に集中することによって、優れた人物を周りに集めることさえ可能となる。

このような意識は、先に述べた「国」に対しての意識と直結するものである。即ち、『商君書』の世界においては、民は農・戦によってのみ官・爵を得ることができ、農戦に集中する民の気風を作るものが法であった。国と民は利の通過する「壹孔」によって結び付いていたが、利とは官・爵のことなので、その孔は民が官に向かって上昇してゆく通路でもあった。そしてここではその孔を昇ってゆけるのは、樸||農||戦||という過程を経た民だけなのであり、修権篇の「端直の士」はそのような民から上昇してきた人々のことと考えられる。君主は法を好み、官はそれに従って法令を下し、民は法によって俗を成し功をあげて官に上昇してゆく。『商君書』の「国」における価値意識の統合は、君臣関係のレベルにおいても貫かれていたのである。

① 羅根沢前掲論文。

② 百人農、一人居者王。十人農、一人居者強。半農半居者危。……凡

治國者、患民之散而不可搏也。是以聖人作壹搏之也。國作壹一歲者十歲強。作壹十歲者百歲強。作壹百歲者千歲強。千歲強者王。

③ 王者刑九賞一、強國刑七賞三、弱國刑五賞五。國作壹一歲十歲強。作壹十歲百歲強。作壹百歲千歲強、千歲強者王。

④ 『商君書雜指』所引の簡書說に従ひ改めた。

⑤ 凡人主之所以勸民者、官爵也。國之所以興者農戰也。今民求官爵皆不以農戰而以巧言虛道。此謂勞民。勞民者其國必無力。無力則其國必削。善爲國者、其教民也、皆作壹而得官爵。是故非疾農力戰不官無爵。國去言則民樸。民樸則不淫。民見上利之從壹孔出也、則作壹。作壹則民不偷營。民不偷營則多力。多力則國強。

⑥ 利出一空者、其國無敵。利出二空者、其國半利。利出十空者、其國不守。

⑦ 弁慝、亂之贊也。礼楽、淫佚之徵也。慈仁、過之母也。任華、姦之風也。……八者有弊、民勝其政、國無八者、政勝其民。民勝其政、國弱。政勝其民、兵強。故國有八者、上無以使守戰、必削至亡。國無八者、上有以使守戰、必興至王。

⑧ 民弱國強、國強民弱。故有道之國務在弱民。

⑨ 民之外事莫難於戰、故輕法不可以使之。……民之内事莫苦於農、故輕治不可以使之。……故爲國者、刃利尽歸於兵、市利尽歸於農。刃利歸於兵者強、市利歸於農者富。故出戰而強、入休而富者、王也。

⑩ 聖人之爲國也、壹賞、壹刑、壹教。壹賞則兵無敵、壹刑則令行、壹教則下聽上。夫明賞不費、明刑不戮、明教不變。而民知於民務、國無異俗。明賞之猶至於無賞也、明刑之猶至於無刑也、明教之猶至於無教也。……殺人不爲暴、賞人不爲仁者、國法明也。……聖人治國也、審壹而已矣。

⑪ 章善則過區、任姦則罪誅。過區則民勝法、罪誅則法勝民。民勝法亂、法勝民兵強。故曰、以良民治、必亂至削。以姦民治、必治至強。

⑫ 臣聞古之明君、錯法而民無邪、舉事而材自練、賞行而兵強。此三者治之本也。夫錯法而民無邪者、法明而民利之也。舉事而材自練者、功分明。功分明則民尽力、民尽力則材自練。賞行而兵強、爵祿之謂也。

爵祿者兵之實也。……是以明君之使其臣也、用必出於其勞、爵祿之謂也。其功。功賞明則民競於功、爲國而能使其民尽力以競於功、則兵必強矣。

⑬ 凡戰法必本於政、勝則其民不爭。不爭則無以私意、以上爲意。故王者之政、使民法於邑園而勇於寇賊。

⑭ 凡用兵勝有三等。若兵未起則錯法、錯法而俗成、而用具。此三者必行於境內、而後兵可出也。

⑮ 治國者貴民壹。民壹則樸、樸則農、農則易動、動則富。

⑯ 私利塞於外、則民屬於農、屬於農則樸。樸則畏令。……夫民之情、樸則生勞而易力、窮則生知而權利。易力則輕死而樂用、權利則畏罰而易苦。易苦則地力尽、樂用則兵力尽。夫治國者、能尽地力而致民死者、名与利交至。

⑰ 聖人知治國之要、故令民婦心於農。婦心於農則民樸而可正也。……避農則民輕其居。輕其居則必不爲上守戰也。

⑱ 國治、斷家王、斷官強、斷君弱。……治國者賞下斷、故以十里斷者弱、以五里斷者強。家斷則有餘、故曰、日治者王。官斷則不足、故曰、夜治者強。君斷則亂、故曰、宿治者削。故有道之國、治不聽君、民不從官。

⑲ 凡戰者民之所惡也。能使民樂戰者王。強國之民、父遺其子、兄遺其弟、妻遺其夫、皆曰、不得無返。又曰、失法離令、若死我死。鄉治之行間無所逃、遷徙無所入。行間之治、連以五、弁之以章、束之以令、拙無所處、罷無所生。是以三軍之士、從令如流、死而不旋踵。

⑳ 中田薰前掲論考に詳し。また近年のものとして、淺野裕一「秦帝國の法治主義——皇帝と法術——」(『鳥根大学教育学部紀要』人文・社会一六、一九八三)の商鞅の項がある。

②1 農商官三者、國之常官也。

②2 融官生必割。農少商多、貴人貧商貧農貧、三官貧必割。

②3 原文は「常食官」とあるが、兪樾の説に従い食は衍字ととった。

②4 農商官三者、國之常官也。農關地、商致物、官法民。三官生融六。

曰歳、曰食、曰美、曰好、曰志、曰行。……六融成俗、兵必大敗。

②5 好並隆司前掲著書二四七～二四八頁。

②6 これに関連して、宮崎市定「賈の起源について」(『宮崎市定全集5 史記』岩波書店、一九九二所収、一九四〇初出)は本章注②文中の「居」

字を商賈の意に取り「あきなう」と読んで、「學者や技芸は百害あって一利なきものなるが、商賈は或程度迄必要なるを認めため、只その農民に対する割分が、百分の一乃至十分の一に止まる可きことを説いたもの」とする。また岡本光生『墨子』における『財』の交換」

(『東洋の思想と宗教』九、一九九二)でも、『商君書』等の検討から「抑商政策を採る、あるいは重農政策を採る学派においても、『商」

の存在は當然のこととして前提されており、その機能は社會にとつて

必須なものとされている」としている。

四 戦国期の「学」と『商君書』の位置

(一) 戦国兵学と『商君書』

「国」と「軍」を理念的・構造的に一致させた『商君書』の思想構造は、戦国期の思想界において孤立したものであったのであろうか。『商君書』においては「国」とは、恒常的戦闘下の軍事行動によって自己の保全・拡大を行なうシステムであったが、戦国期には、『商君書』と同質の課題意識を有しつつもそのような課題を主に戦闘技術論としてより突き詰めた一連の書物が成立している。『商君書』は軍事に対する様々な思索の一展開形態なのではあるまいか。ここでは、『孫

②7 松木民雄「四民不雜処考」上・下(『集刊東洋学』三三・三五、一九七五・一九七六)、渡辺信一郎「荀子の國家論」(『史林』六六一～一九八三)。

②8 利出一孔則國多物、出十孔則國少物。守一則治、守十則亂。治則強、亂則弱。強則物來、弱則物去。故國致物者強、去物者弱。

②9 三軍、壯男為一軍、壯女為一軍、男女之老弱為一軍。此之謂三軍也。壯男之軍、使盛食厲兵、陳而待敵。壯女之軍、使盛食負壘、陳而待令。……老弱之軍、使牧牛馬羊彘、草水之可食者取而食之、以養其壯男壯女之食。

③0 國之所以治者三、一曰法、二曰信、三曰權。法者君臣之所共操也。信者君臣之所共立也。權者君之所獨制也。

③1 人主之人物、非法則術也。法者編者之函籍、設之於官府、而布之於百姓者也。術者蔽之於胸中、以偶衆端、而潛御群臣者也。故法真如頭、而術不欲見。

③2 凡人臣之事君也、多以主所好事君。君好法則臣以法事君、君好言則臣以言事君。君好法則端直之士在前。君好言則毀譽之臣在側。

子』『尉繚子』を素材として、それら兵書と『商君書』の関連を検討してみよう。^①

まず、戦国初期に成立したとみられる『孫子』について見よう。^② 計篇は『孫子』全体の冒頭にあり、兵事を計る際の五つの原則が挙げられている。その第一が「道」とされているが、「道」は「民をして上と意を同じうし、これと死すべくこれと生くべくして、危うきを畏れざらしむるなり」と説明されているように、戦闘の前段階における民の教化を意味する。形篇に「善く兵を用る者は道を修めて法を保つ」といい、行軍篇では「令素より行われて、以て其の民を教うれば則ち民服す。……令の素より信なる者は衆と相い得るなり」というように、平時の法令の浸透は軍事集団内の命令の遂行に関係するとされている。さらに謀攻篇では「上下の欲を同じうする者は勝つ」といい、軍団全体が共通の課題に集中することが勝利につながっていると言う。そしてそのようなあるべき軍の有様は「一」と表現される。軍争篇では「夫れ金鼓・旌旗なる者は人の耳目を一にする所以なり。人既に専一なれば則ち勇者も独り進むことを得ず、怯者も独り退くことを得ず」とし、九地篇では「勇を斉えて一の若くするは政の道なり」とする。『孫子』兵学の基調は、平時においての民の教化とそれと不可分な戦時での軍事集団内の意識の統合を基本理念とする、上下∥将兵一体論と規定することができる。このような構想は、その基本構造において『商君書』と共通性を持つ。即ち上は下に対し法令を加え、民を制御しようとする。そして最終的には「欲」を上下で共有し「専一」となることを目指すのである。また直接的な戦闘だけでなく、軍争篇にみえるように、輜重部隊による物資供給へも注意が払われていることも指摘しなくてはならない。

但し、当然ながら両者の思想構造は全面的に一致している訳ではない。『孫子』の内容は軍事集団内の事に限定される傾向が強く、『商君書』に見られるような耕戦体制については殆ど意識されていないように見える。軍の背景としての国は、極めて抽象的に語られるのみである。

次に、戦国中期の成立とみられる『尉繚子』を検討しよう。^③ 『尉繚子』に示される強兵論も、兵令上篇に「専一なれば則ち勝つ」とあり、またしばしば法令徹底の重要性が語られるように、軍事集団内の統合が重視される将兵∥上下一体論

と言えるが、その前提となる「国」の在り方に対するイメージはより具体的である。制談篇では「吾が号令を修め、吾が賞罰を明らかにし、天下をして農に非ざれば食を得る所無からしめ、戦に非ざれば爵を得る所無からしめ、民をして臂を挙げて争いて農戦に出しむれば、而して天下無敵」とされ、民を法令と賞罰によって農戦に集中させるべきことが説かれる。強国の前提は民の農戦への統一であった。しかし、ここでも社会全体の構成が述べられる際には、

……故に兵は、暴乱を誅し不義を禁する所以なり。兵の加る所は、農は其の田業を離れず、賈は其の肆宅を離れず、士大夫は其の官府を離れず。^④

〔尉繚子〕武議篇〕

……是れ農は田業を離れざる無く、賈は肆宅を離れざる無く、士大夫は官府を離れざる無し。^⑤

〔尉繚子〕将理篇〕

とあるように、農・賈・士大夫の三者が設定され、また賈の主要な活動の場たる「市」は武議篇では「夫れ出て戦うに足らず、入りて守るに足らざる者は、之を治るに市を以てす。市は以て守戦に給する所なり。万乗は千乗の助無ければ必ず百乗の市有り」とされ、物資供給の場として軍事的な意味をもってとらえられている。以上に見える『尉繚子』の強国に對する考え方の基本構造は、『商君書』のそれに極めて近いものであった。『尉繚子』はその論述の中で魏を強く意識しており、三晋地域の思想状況を反映する可能性がある。このことは『商君書』の思惟構造と三晋地域の関係を示唆するものとも言い得よう。

以上より『商君書』が戦国兵学の一傾向と思想的類縁性を持つのは明らかである。しかしまた両者の視点には明らかな差異があることも見逃がせない。即ち、『孫子』『尉繚子』が国を背景としながらもあくまでも考察の主眼を軍事集団に置いているのに対し、『商君書』は国全体を軍事集団として把握するのである。これについて両者における君主と將軍の性格の違いは興味深い。『孫子』謀攻篇は、「君の軍に患う所以の者」として、「軍の以て進む可からざるを知らずして之に進めと言ひ、軍の以て退く可からざるを知らずして之に退けと言ふ」「三軍の事を知らずして三軍の政を同にす」「三軍の権を知らずして三軍の任を同にす」の三点を挙げ、「將能にして君御せざるものは勝つ」という。將軍は、軍事集団内の

ことに関しては君主の命からすらも独立しているべきものであった。『尉繚子』兵談篇では「將たる者は、上は天に制されず、下は地に制されず、中は人に制されず」として、將軍の大権が示されている。またそのような大権を有する將軍は、『孫子』計篇に「將は知信仁勇嚴」とあるように全人格的な優越性を要求された。しかし『商君書』では戦法篇に、

王者の兵、勝ちて驕らず、敗れて怨まず、勝ちて驕らざるは、術明かなればなり。敗れて怨まざるは、失う所を知ればなり。若し兵弱く敵強ければ、^⑥將賢なれば則ち勝ち、將如かざれば則ち敗る。若し其の政、廟算より出る者は、將賢なるも亦勝ち、將如かざるも亦勝つ。政久しく勝術を持つる者は、必ず強くして王に至る。^⑦

とあるように、將軍は必ずしも優れた人物である必要はない。修權篇に「權」を君主一人が有するとされるように、また至る所で君主に対して「聖人」「明君」であることが要求されているように、^⑧兵学の世界において將軍に属していた諸要素は、『商君書』の内部では君主個人に集中されている。これは国と軍が理念的に一致していることからの論理的帰結であり、軍事的優劣を「国」造りの延長上に見る『商君書』の基本的発想に基づくものである。

そしてこれらのことは、春秋～戦国期の膨大な戦闘体験の中で鍛えられてきた兵学の軍事集団内的秩序構想を、「国」全体のレベルに転用したものが『商君書』の国家意識であることを示しているのではない。恒常的戦闘という現実認識から出発する国家構想においては、軍事の学をそのモデルとするのは自然のことであつたらう。また『史記』秦本紀に商君が魏を伐つた記事が見え、『荀子』議兵篇の「世俗の所謂善く兵を用る者」の一人に荀鞅があげられているように、商鞅に優れた兵法家という側面があることは当時一般的な認識であつた。『商君書』の歴史的位罫は、戦国期に勃興した軍事論＝兵学の流れの中でとらえられるべきであらう。戦国初期から中期にかけて將兵Ⅱ上下一体論として展開した兵学の一系統は、徐々にその背景としての国への関心を強め、戦国後期に至って「国」全体の在り方を示す君民Ⅱ上下一體論として新たな展開を示す。そしてその展開過程においては、適用領域の差こそあれ、共通の規範に基づく全構成員の意識の統合による「強」の達成という思考様式が貫かれているのである。

地域性について付言しておけば、既に指摘されているように、戦国三晋地域は都市の軍事的独立性が強く、都市を単位とする長期籠城戦を基本的戦闘様式としていた。また齊・秦等周辺地域に比して三晋にそのような都市が密集して存在したことも明らかにされている。^①『商君書』の国々軍の構想は、耕戦体制の中に末業者⇨商工民をも取り込んだ、都市の全構成員を結集した戦闘をより多く必要とした地域、そしてそのような都市群の「国」としての統合をより強く要請した地域にこそ、より相応しいと思われる。

(二) 戦国社会の中での兵学と『商君書』

それでは、兵学から『商君書』に繋がる学の流れは、戦国期の学術全体の中でどのような位置を占めているのであろうか。

『漢書』藝文志兵書略によれば、漢初にはおよそ百八十二家の兵書があり、それらが取捨選択されて三十五家に整理されたという。後世の一般的分類と異なり、兵書が諸子の書から独立して立てられていることは、当時に至る迄の兵学の存在感の大きさを示唆する。^②そしてそれら兵学は、戦国期には既に広く普及していたと思われる。

境内の民皆兵を言い、孫・呉の書を蔵する者は、家ごとに之れ有り。而して兵愈弱し。戦を言う者多くして、甲を被る者少なければなり。^③

〔韓非子〕五蠹篇

趙括少き時自ら兵法を学び、兵事を言い、以へらく天下、能く当るもの莫しと。嘗て其の父奢と兵事を言い、奢難ずる能わず。然れども善と言わず。括の母奢に其の故を問う。奢曰く、兵は死地なり。而るに括は易く之を言う。趙をして括を將たらざらしめば即ち曰む。若し必ず之を將とせば、趙軍を破る者は必ず括なりと。^④

〔史記〕廉頗藺相如列伝

これらは、戦国期における兵学の一般化を示すものといえよう。兵法の書を学ぶことは戦国期の人士にとって特殊なことではなかった。またそれは、諸侯が「客」を採用する際にも一つの条件として重視されていたようである。『史記』魏

公子列伝には、次のような記述がある。

公子五國の兵を率いて秦軍を河外に破る。……是の時に当り、公子の威天下に振い、諸侯の客、兵法を進むるに、公子もて皆之名づく。故に世俗、魏公子兵法と称す。^⑮

ここでは、兵法の有する權威が魏公子の軍事的業績によって保障されている有様が描かれているが、同時に、そのような兵法を必要としたのが「諸侯の客」だったこともわかる。『史記』の戦国時代人の列伝を見ると、兵法を以て登用された人物の例が散見され、^⑯戦国期の政治への参与を志す人々の軍事的知識への関心の高さが窺える。戦国期の儒家文献を見ると、

孟子曰く、有人曰く、我善く陣を為し、我善く戦を為すと。大罪なり。国君仁を好めば、天下無敵。^⑰ (『孟子』尽心章句下)

城郭完せず、兵甲多からざるは、国の災に非ざるなり。田野辟かれず、貨財聚まらざるは、国の害に非ざるなり。上礼無く、下学無ければ、賊民興り、喪うに日無からん。^⑱ (『孟子』離婁章句下)

……故に仁人の兵、存る所の者は神まり、過ぐる所の者は化し、時雨の降る若く、説喜せざる莫し。^⑲ (『荀子』議兵篇)

等とあって、戦争の勝敗や国の強弱に人格至上主義的な解釈が加えられ、^⑳戦闘技術論 || 兵学の存在意義を否定する言説がみられるが、このような議論が為される背景には、「善く陣を為し」「善く戦を為す」ことによって各国為政者と結び付いていった多くの人士の存在があったのであり、それらを論駁することが戦国儒家にとって不可欠の課題であったと考えられる。またそのためには、儒者にも兵学的教養が必要となり、『史記』孔子世家に孔子が軍旅の専門的知識を有した事が見えるように、「兵」が必ずしも否定的にのみ扱われない場合も起ってくる。楚漢期のことになるが、『史記』淮陰侯列伝には次のような記事が見える。

成安君、儒者なり。常に義兵を称し詐謀奇計を用いず。曰く、吾れ聞く、兵法に十なれば則ち之を囲み、倍すれば則ち戦うと。今韓信の兵数万と号するも、其の実数千に過ぎず。……

ここに引かれた「兵法」は、『孫子』謀攻篇に「故に用兵の法、十なれば則ち之を囲み、五なれば則ち之を攻め、倍すれば則ち之を分かち、敵すれば則ち之と戦い……」とあるのに対応している。「詐謀奇計」を嫌う儒者にとっても兵学は、自らの軍事的行動を正当化し得る知識として不可欠だったのである。『漢書』藝文志を見ると、兵書略では『七略』の段階で兵書に含まれていたものを省いたことが見え、『七略』の兵書が示す範囲は『漢志』より広がったことがわかる。前漢期までの兵学は、諸子略に見える諸子とも少なからぬ重なりを持っていた。また『墨子』に兵書に類する一連の著作が含まれていることや、『老子』が兵学と強いつながりを持つ著作であることが指摘されていることから窺えるように、^②兵学的教養は一般に兵家には分類されないような諸子の著作の中にもすべりこんでいる。いわば兵学は、戦国の「士」の基礎的教養の一つであった。それは、群小の「客」達が政治に接近するための具体的な武器となっていたのであり、また各国為政者にとっても差し迫った課題に対応する「学」的体系として重視されたのであろう。

『商君書』の思想構造はこのような兵学的教養と対応関係にあった。また『商君書』は君主への献策を強く意識しているが、これは仕官のための武器という兵学の性格と対応するものと言えよう。以上のことは両者が依って立つ社会的基盤の共通性、即ち作成・流布の担い手の共通性を示唆するものであろう。それでは、その社会的基盤とはどのようなものであろうか。以下、『商君書』が有する戦国思想界に対しての一種独特の認識を検討することにより、戦国期の「学」の在り方を改めて照射し、それによって『商君書』を支える社会的基盤の歴史的特質を推測してみたい。

詩・書・礼・楽・善・修・仁・廉・辯・慧、国に十者有れば、上守戦せしむる無し。国十者を以て治れば、敵至らば必ず削られ、至らざれば必ず食し。^③
(農戦第三)

国に礼有り、楽有り、詩有り、書有り、善有り、修有り、孝有り、弟有り、廉有り、辯有り、国十者有れば、上戦しむること無く、必ず削られて亡ぼさるに至る。国十者無ければ、上戦しむること有りて、必ず興りて王に至る。^④
(去強第四)

六誦、曰く礼楽、曰く詩書、曰く修善、曰く孝弟、曰く誠信、曰く貞廉、曰く仁義、曰く非兵、曰く羞戦。国十二者有れば、上農

戦せしむる無く、必ず貧しく削らるに至る。十二者羣を成せば、此れ君の治其の臣に勝たず、官の治其の民に勝たずと謂い、此れ六
孟その政に勝つと謂うなり。²⁹⁾
(斬令第十三)

所謂教を壹にすとは、博聞・辯慧・信廉・孔楽・修行・羣党・任誉・清濁以て富貴たらしむ可からず、以て刑を評せしむべからず、
独り私議を立て以て其の上に陳べしむ可からず。……富貴の門、要は戦に存するのみ。³⁰⁾
(賞刑第十七)

以上の史料では、農・戦に用い難い国の害として、儒家的徳目や、墨家の主張を連想させるもの、遊俠の生活信条や行
動様式に類するもの等が列挙されているが、これらは必ずしも特定の学派集団を意識して挙げられたものとは言えない。

鄭良樹氏は詩書・礼楽・仁義・孝弟を儒者に、非兵・羞戦を墨家に、辯慧を縦横家に比定している。³¹⁾しかし、たとえば詩
・書は儒・墨等戦国末の学者には共通の知識として広く流布していたものであるし、兵戦を非とするのも、『莊子』天下
篇に宋鉞・尹文が「攻を禁じ兵を寝む」事を主張したとあるように墨家に限定される説とは言えない。辯慧に至っては、
戦国期の「客」の一般的生態と云うべきものであり学派を特定する訳にはいかないし、そもそも縦横家は戦国時代の実態
的な学派集団の名称ではなく、儒家・墨家と同列に論じられるべきものではない。これらは、農戦篇に「学民」「言談游
士」等と言い換えられているように、知識や弁舌等によって栄達を謀る者どもの特徴的な在り方が列挙されているに過ぎ
ない。ここでは諸学は、学統・学派としてでなく存在形態のレベルで把握されているのである。そして、そのように異学
を見ることは、戦国諸子にとって決して一般的なことではない。

戦国諸子にとって、思想界の在り方を認識することは自らの思想的正当性の主張のために必要な作業であったようであ
る。『孟子』は滕文公章句上で「天下の言、楊に帰せざれば則ち墨に帰す」といい、孔子の道を害するものとして書中の
至る所で楊・墨を排撃する。『墨子』には非儒篇があり、現実的効用に乏しい学として孔子の学を批判する。さらに時期
が降り戦国も後期の『荀子』になると、非十二子篇のように当代の学を総合的かつ序列的に把握しようとする試みがなさ
れる。そこでは「情性を縦にす」るものから「略ぼ先王に法る」ものまでの当代異学への段階的な批判が行われているが、

「学」は全て具体的な個人と結び付いて把握される。このような傾向は、『莊子』天下篇においても同様である。以上の諸例ではいずれも、具体的な学派や思想傾向が開祖とおぼしき個人と結び付けられて批判の対象とされていた。

『商君書』の異学認識は、これらとは明らかに異なった特徴を有する。ここでは「学」に対して批判を加える際に、その担い手の固有名詞が挙げられることが無く、儒・墨といった、諸子によって一般的に用いられた学派の呼称も現われない。また個別の学説が問題とされることもごく断片的にしかな無く、諸々の「学」はここでは「国」の基本課題たる農・戦に反するものとして、為政者の視点から一括して批判される。『商君書』には、自らがある「学」を擁しているという自覚さえないように見える。それはあくまでも為政者と同一化した立場を有した、「学」批判の学なのであった。『孫子』『尉繚子』の場合には、その視野が軍団内に限定される傾向が強いため、異学認識を探る手掛りは少ないが、儒墨等学派集団の呼称が現れず、それらに対する関心は極めて薄く、『商君書』と同様の傾向を認めてよいと思われる。

とすれば、戦国兵学から『商君書』に繋がってゆく「学」は、儒墨顯学のような学派集団の学とはその存立基盤を異にするものではないか。それは、仕官の学であり、特定学派集団への強い帰属意識や明確な政治的主張を有していない一般人士にも共有された教養体系として理解すべきと思われる。儒墨に代表される学派集団が、系統的にその集団の經典を整備し、異学との対決を常に意識しながら、学派的勢力形成を成し遂げて思想上の主役になってゆくのに対し、学の世界での対立に関心を持たない軍事の学は、作成者集団を越えて普及し、個別学派の勢力形成には結びつかなかった。しかし、実質的には後者の方がより幅広い人士に影響を与え、その実践的性格によって先に見た如き儒家等も含めた戦国士の基礎的教養となり、言説・行動の指針となってゆく。そしてその過程で、軍事的な「国」造りの構想や上下一体の国家意識が生まれ、論理化され、ひいては『商君書』に見えるような「国」造りの構想に結実するに至ったと、筆者は考える。またその結果として、書物自体は広く読まれても、それを擁する学派集団の活動の跡はほとんど見出せないという現象も理解できるのである。

- ① 戦国期兵学の概要については、やや古い竹内照夫「兵家思想」(『講座東洋思想』 中国思想Ⅱ 東京大学出版会、一九六七)。竹内論考では、戦国兵家思想の理解には「孫子」を中心に「尉繚子」を補助的に用いるのが最善とする。また近年のものとしては、湯浅邦弘氏の一連の研究が重要であり、本稿でもそれから多くを学んでいる。湯浅邦弘「司馬法」における支配原理の峻別」(『島根大学教育学部紀要』人文社会二四—二、一九九〇)等。他に、李訓詳「先秦の兵家」(『国立台湾大学文史叢刊』一九九一)がある。
- ② 「孫子」の成立時期については、浅野裕一「十三篇『孫子』の成立事情」(『島根大学教育学部紀要』人文社会一三、一九七九)に従う。
- ③ 「尉繚子」の成立時期については、湯浅邦弘「尉繚子の富国強兵思想」(『東方学』六九、一九八五)を参照した。
- ④ ……故兵者、所以誅暴乱禁不義也。兵之所加者、農不離其田業、賈不離其肆宅、士大夫不離其官府。
- ⑤ ……是農無不離田業、賈無不離肆宅、士大夫無不離官府。
- ⑥ 原文は「若兵敵強弱」だが、朱師轍の説に従って改めた。
- ⑦ 『商君書雜指』に従い改めた。
- ⑧ 王者之兵、勝而不驕、敗而不怨。勝而不驕者、術明也。敗而不怨者、知所失也。若兵弱敵強、將賢則勝、將不如則敗。若其政出願算者、將賢亦勝、將不如亦勝。政久持勝術者、必強至王。
- ⑨ 三章注⑩史料参照。
- ⑩ 農戰・閉塞・弱民等、多くの篇に見える。
- ⑪ 佐原康夫「戦国時代の府・庫について」(『東洋史研究』四三—一、一九八四)、江村治樹「戦国三晋都市の性格」(『名古屋大学文学部研究論集』XCV、史学三一、一九八六)、「戦国時代の都市とその支配」(『東洋史研究』四八—二、一九八九)。
- ⑫ 大庭脩「臨沂竹簡兵書と兵家」(『漢簡研究』同朋舎、一九九三、一

九七七初出)。

- ⑬ 境内之民皆言兵、蔽孫吳之書者、家有之。而兵愈弱。言戰者多、被甲者少也。
- ⑭ 趙括自少時學兵法、言兵事、以天下莫能當。嘗與其父奢言兵事、奢不能難。然不謂善。括母問奢其故、奢曰、兵、死地也。而括易言之。使趙不將括即已、若必將之、破趙軍者必括也。
- ⑮ 公子率五國之兵破秦軍於河外、……當是時、公子威振天下、諸侯之客進兵法、公子皆名之、故世俗稱魏公子兵法。
- ⑯ 孫臏・吳起・白起・王翳・樂毅ら。また兵学を学んだことが記されていないまでも、武將としてすぐれ、兵法の素養を感じさせる例は多い。
- ⑰ 孟子曰、有人曰、我善為陣、我善為戰。大罪也。國君好仁、天下無敵焉。
- ⑱ 城郭不完、兵甲不多、非國之災也。田野不辟、貨財不聚、非國之害也。上無礼、下無学、賊民興、喪無日矣。
- ⑲ 故仁人之兵、所存者神、所過者化、若時雨之降、莫不說喜。
- ⑳ 内田智雄「孔子および孟子の兵戰思想」(『同志社法学』二六、一九五四)、「荀子の兵戰論」(『同志社法学』二七、一九五五)。
- ㉑ 季康子曰「子之於軍旅、学之乎、性之乎。」冉有曰「学之於孔子。」
- ㉒ 成安君、儒者也。常称義兵不用詐謀奇計、曰「吾聞兵法十則圍、倍則戰。今韓信兵号数万、其実不過数千。……」
- ㉓ 大庭脩前掲論考。
- ㉔ 李沢厚「孫老韓合說」(『中国古代思想史論』人民出版社、一九八五)、翟青「『老子』是一部兵書」(『馬王堆漢墓帛書老子』文物出版社、一九七七所収)。
- ㉕ 詩書礼樂善修仁廉辯慧、國有十者、上無使守戰。國以十者治、敵至必削、不至必貧。
- ㉖ 國有礼、有樂、有詩、有書、有善、有修、有孝、有弟、有廉、有辯、

國有十者、上無使戰、必削至亡。國無十者、上有使戰、必興至王。

②⑦ 六誼、曰礼楽、曰詩書、曰修善、曰孝弟、曰誠信、曰貞廉、曰仁義、

曰非兵、曰堯戰。國有十二者、上無使農戰、必貧至削。十二者成、
此謂君之治不勝其臣、官之治不勝其民、此謂六誼勝其政也。

②⑧ 所謂壹教者、博聞、辯慧、信廉、礼楽、修行、羣党、任養、清濁、

不可以富貴、不可以評判、不可独立私議以陳其上。……富貴之門、要

存戰而已矣。

②⑨ 鄭良樹前掲著書二三四頁。

③⑩ 開墓・画策等で、仁義を非とする文言がみられる。ただし、仁義を説く学者は否定されても、理想的君主たる聖人や明君が有する徳目としての仁義は、必ずしも否定的には扱われない。

結びにかえて

『商君書』に見える「国」の構想は、戦国兵学の一系統が発展する過程で鍛えられた軍事集団内の秩序構想が、「国」のレベルに移行したものである。そして、兵学的教養とそれに基礎付けられた軍事的な秩序意識は、特定の学派集団内部にとどまらず、この時代の「士」階層を中心として人々に広く共有されていたと考えられる。以上が本稿の結論である。もちろんこのような意識構想の存在のみから中国戦国社会の特質が論じ尽くせる訳ではない。本稿で論じたのは、戦国期の思想状況の一面にすぎない。しかし同時に、ここで論じてきた思想構想が持つ基本的特質は戦国期の「国」の現実に対応するものであって、単に觀念の世界のみ存在したものとは思われない。君主を源泉とする法の一方的公布という図式と、それに基づく農戦主義的人民編成・商工民の限定的軍事参加という支配構想は、戦国期の国々が程度の差こそあれ共通に目指した所と見られるのであって、それらは戦国期為政者が当時の現実に立ち向かう一般的方法であった。そしてその延長上に秦漢期統一国家の皇帝による専制的意志決定・編戸支配を見出すことは自然であろう。そのような「国」のモデルは、戦国～漢初において潜在的官僚層としての「士」に相当に普遍的に共有されていた。換言すれば、本稿で検討した如き意識構想の広汎な存在が、戦国～初期統一国家における君主による一方的意志決定・統一的人民編成の実現を支える一要素だったのではないかと推測されるのである。

さて、近年具体的に指摘されているように、秦は前漢前半期の支配体制は、戦国の延長という性格を強く持っていた。^① 秦は全土を郡県化した、その支配は始皇帝死後の旧六国、反乱諸勢力の自立から窺えるように、未だ十分には貫徹していなかった。前漢初期の郡国制は、ある種の諸侯分立体制であり、軍事的行動を潜在的に必要とした。上に見たような教養の在り方は、このような具体的状況を根拠として、広く存在し続ける。

しかしながら、このような意識構造の普遍的存在は、成熟しつつある統一国家にとって未だ十分なものではない。統一国家の新たな課題は、恒常的戦闘という具体的な状況認識をその存在根拠とする教養体系を、個別的状況を越えた安定的支配理念の下に再編成することとなるであろう。この問題を具体的に追うことは、今後の課題としなければならない。

① 秦による統一の「虚構性」については、鶴岡和幸「秦帝国の形成と

地域——始皇帝の虚像を越えて——」(『歴史と地理』世界史の研究)

一二八、一九八六)。戦国期国際関係の統一期への影響については、

大樽敦弘「統一前夜——戦国後期の「国際」秩序——」(『名古屋大学

東洋史研究報告』一九、一九九五)。

(名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程)

two Sunnite families, and completely lost their power as a result of government oppression. Thus, from the twelfth century onward, under the rule of a pro-Sunnite court, the fate of the *ulama* hinged upon their particular religious affiliations.

On the historical significance of the “Shangjunshu”

by

SHIBATA Noboru

By focusing his attention on the “Shangjunshu” text, the author analyzes the salient intellectual trends of the Warring States period. The definition of the state as an armed entity capable of defending itself is significant because it illustrates that the concept of “military”, as exemplified by texts such as the “Sunzi” and the “Weiliaozi”, had expanded to include even the most fundamental political entities. Furthermore, concurrent with the expansion of the parameters of this concept of “military”, a highly disciplined military culture was disseminated from the aristocratic (*shi*) class to all orders of Warring State society.